

東和フードサービス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

- 第1条 当社は、東和フードサービス株式会社と称し、英文では TOWA FOOD SERVICE CO., LTD と表示する。

(目的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 飲食店の経営及び飲食チェーン店の経営
 2. 各種飲食業に対する技術援助及び経営指導
 3. 各種食料品の製造加工販売及び輸出入
 4. 煙草・酒類及び日用雑貨の小売販売
 5. 不動産の賃貸、売買仲介及び管理
 6. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
 2. 監査等委員会
 3. 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当社の発行可能株式総数は、25,728,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる権利

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年7月末日までに招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(開催場所)

第13条 当会社の株主総会は、東京都内において開催する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役会長、または取締役CEOがこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役会長または取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または

一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO、各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。

(取締役の責任免除)

第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があった

ものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を設置することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。(事業年度)

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当の基準日)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 金銭による剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

附則

(改廃)

第1条 本定款の改廃は、取締役会の審議を経た後、株主総会で決定する。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第23期定時株主総会終結の前の行為に関する会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。